

学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会での論点（案）
【検討済み項目】

1 データについて

(1) データ提供の対象とする研究

論点1

どのような研究に対してデータを提供すべきか。

事務局案

公益性の高い学術を目的とした研究で、研究成果を学術論文等として公表するもの。

事務局修正案

公益性のある学術を目的とした研究で、研究成果をピアレビュー付きの学術論文として公表するもの。

なお、学会等で発表する場合は、論文受理後のみ認める。

[データ提供の目的]

県民健康調査に関する幅広い研究の促進を通して、県民の健康の維持増進など、県民の利益につなげる。

〔ポイント〕

- ・「公益性」の判断基準
- ・公表の方法
- ・学会発表等の時期
- ・論文投稿の場合の投稿先の範囲 → 検討項目「4 審査基準」の中で検討

(2) 提供するデータ

論点2

提供するデータはどういうものか。

事務局案

福島県から委託を受けて現在県立医科大学で管理しているデータベースに保存されている県民健康調査関係のデータのうち、重複や誤記等を洗い出して整備したもの。

〔ポイント〕

- ・データベースに保存されているデータの種類

(3) 提供するデータの性質

ア データの性質

論点3

提供するデータは個人情報として取り扱うのか。

事務局案

提供するデータは、それ自体では特定の個人が識別されないよう匿名化した上で提供するが、他の情報との照合により特定の個人が識別されることが否定できないことから、個人情報として取り扱う。

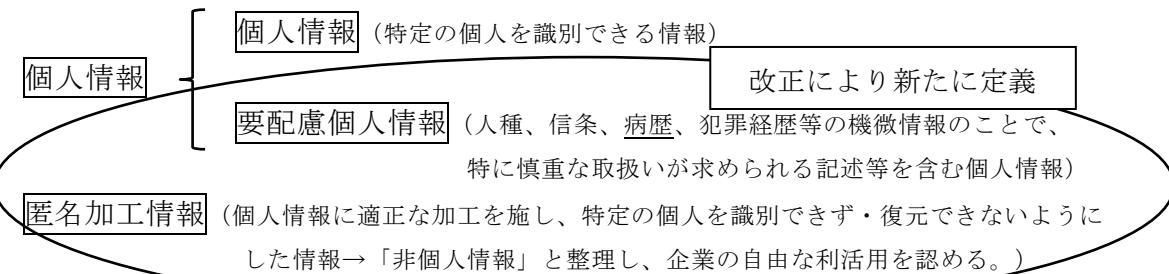
根拠

- ・福島県個人情報保護条例（第2条第1項第1号「個人情報」）

〔ポイント〕

- ・他の情報により特定の個人が識別されるケースの具体例
- ・改正個人情報保護法との関係
→当該法律の対象は民間事業者であるため、行政機関は適用対象外となる。
また、当該法律でも「学術目的の研究」は適用除外となっている。

〔参考〕 改正個人情報保護法における「個人情報」の明確化



イ データ提供の根拠

論点4

①個人情報を第三者へ提供することが可能となる根拠は何か。

〔追加論点〕

②県民健康調査データ（個人情報）を第三者へ提供することによって、「本人又は第三者的権利利益を不当に侵害するおそれ」があると認められるのか。

事務局案

①個人情報保護条例により、データ提供が「学術研究の目的」であれば、個人情報を提供することが可能である。

事務局修正案

②今回のデータ提供に関しては、匿名化処理やデータの厳格な管理などを徹底した上で実施するため、一般的に考えて「不当に侵害するおそれ」には当たらない。

根拠

福島県個人情報保護条例（第7条第2項「利用及び提供の制限」）[裏面参照](#)

〔ポイント〕

- ・県民が抱く不安に対する対応
 提供の目的、匿名化処理の徹底、オプトアウトの導入、不適正利用に対する措置
- ・“不当に侵害するおそれ”の考え方

福島県個人情報保護条例第7条第2項ただし書き

○福島県個人情報保護条例第7条（利用及び提供の制限）第2項

実施機関は、法令等の規定に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- 一 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- 二 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないとき。
- 三 出版、報道等により公にされているとき。
- 四 同一実施機関内で利用し、又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは他の実施機関に提供することに相当な理由があるとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるときその他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

ウ 調査対象者の同意

論点 5

- ①現在、県（県立医大への委託を含む）が行っているデータの利用等について、県民からの同意をどのような形で取得しているのか。
- ②第三者へのデータの提供について同意を得ていないとすれば、改めて同意を取り直さなければならないのか。
- ③対象者が情報の提供を拒んだ場合、どのように対応するのか。

事務局案

- ①県が自らデータを利用する場合や市町村等へ提供する場合等については、各調査票の中で同意を得ているが、第三者へのデータ提供については同意を得ていない。
- ②改めて同意を取り直す必要はない。
- ③対象者に情報の提供を拒否できる機会を与える仕組み（いわゆるオプトアウト（※））については県条例上規定はないが、今回のルールに盛り込む。

根拠

- ②福島県個人情報保護条例（第7条第2項「利用及び提供の制限」）

（※）オプトアウトとは、民間事業者を対象とした個人情報保護法に規定されている制度で、個人情報の第三者提供に関し、本人の求めに応じて第三者への提供を停止すること。

〔ポイント〕

- ・現在取得している同意内容の解釈（「第三者へのデータ提供」を包含しているか。）
- ・改めて同意を取り直すことの問題点
- ・オプトアウト制の導入の是非

エ 匿名化の理由及び方法

論点 6

- ①個人情報保護条例により学術研究の目的のためであれば保有する個人情報を提供することができると規定されているにもかかわらず、匿名化する理由は何か。
- ②匿名化はどのような方法で行うのか。

事務局案

- ①県民が不利益を受けないよう個人情報の保護に最大限に配慮する必要があるため。
- ②データベース内で暗号化した上で管理し、提供時に再度暗号化する。

〔ポイント〕

- ・現在行っている匿名化の処理方法の妥当性

オ 匿名化の妥当性の判断

論点 7

提供するデータが、それ自体では特定の個人が識別されないように適切に匿名化の処理がなされているかを誰がどのように判断するのか。

事務局案

データ提供の適否を審査するために県が設置する審査委員会において、個々の研究毎に判断する。

〔ポイント〕

- ・審査委員会での審査するための事務局体制

(4) 提供する場合のデータの形式

論点 8

データはどのような形式で提供するのか。

事務局案

予め作成するデータ目録の中から申請者に選択してもらい、テキスト形式で提供する。

[ポイント]

- ・オーダーメードへの対応（申請者の希望によりデータを加工して提供）

(5) 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針との関係

論点9

県民健康調査データの第三者への提供又はそのデータを利用する研究について、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(※)との関係はどうなっているのか。

事務局案

- ①上記については、人（情報を含む）を対象として国民の健康の保持増進に資する知識を得ることを目的として実施される活動であることから、倫理指針が適用される。
- ②データを提供する場合
 - ・県は、研究機関ではないため、倫理審査委員会を通す必要はない。
- ③－1 データを県が利用する場合
 - ・県は、研究の実務を行う研究機関ではないため、倫理審査委員会を通す必要はない。ただし、県の研究委託先は予め倫理審査委員会を通す必要がある。
- ③－2 データを第三者が利用する場合
 - ・データ提供を受ける研究者等は、予め倫理審査委員会を通す必要がある。

(※) 「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」とは、人（情報を含む）を対象とする医学系研究に携わる全ての関係者が遵守すべき事項を定めることにより、人間の尊厳及び人権が守られ、研究の適正な推進が図られるようにすることを目的として、文部科学省及び厚生労働省において制定されたもの。全ての関係者はこの指針を遵守し、研究を進めなければならない。

〔ポイント〕

- ・データ利用の場合の研究機関における倫理審査委員会での審査
 - 県が利用する場合は委託先である県立医大、第三者の場合は研究者の所属機関等
- ・データ提供する場合
 - 倫理審査委員会での審査は必要ない。

2 データの提供先について

(1) 提供先の範囲

論点 10

①申請が可能な研究者(※¹)は研究機関(※²)に所属していることを要件とすべきか。

②想定される対象研究機関にはどのようなところがあるのか。

(※¹) 申請が可能な研究者の資格要件については、検討項目「4 審査基準」の中で検討する。

(※²) 研究を実施する法人、行政機関及び個人事業主をいう。(人を対象とする医学系研究に関する倫理指針における用語の定義より)

事務局案

①研究の信頼性を判断するための基準の一つとするため、研究機関に所属する研究者とする。

②・公的機関（行政機関、国立研究開発法人、国立研究開発法人以外の独立行政法人、特殊法人等）

- ・公益法人（公益財団法人、公益社団法人）
- ・大学（大学院含む）
- ・高等専門学校
- ・民間研究機関
- ・医療機関
- ・海外の研究機関

〔ポイント〕

・研究者と所属機関の関係

所属機関による研究実施の承認を利用条件とする。→検討項目「4 審査基準」の中で検討

※科学研究費助成事業（科研費）【文部科学省】における研究機関の定義【参考】

科学研究費補助金取扱規程

（定義）

第二条 この規程において「研究機関」とは、学術研究を行う機関であって、次に掲げるものをいう。

1. 大学及び大学共同利用機関
2. 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
3. 高等専門学校
4. 国若しくは地方公共団体の設置する研究所その他の機関、特別の法律により設立された法人若しくは当該法人の設置する研究所その他の機関、国際連合大学の研究所その他の機関又は一般社団法人若しくは一般財団法人のうち学術研究を行うものとして別に定めるところにより文部科学大臣が指定するもの

(2) 試行期間の設定

論点 11

- ①試行期間(※)を設定すべきか。
- ②設定するとすればどれくらいの期間とするか。
- ③試行期間における提供先をどこまでとするか。
- ④試行期間における提供先に県立医科大学を含めた場合、同大学と共同研究する研究機関の範囲をどこまでとするか。

(※) 試行期間とは、データの提供先を限定的に実施する期間のこと。

事務局案

- ①設定する。
 - ・データ提供に係る申請件数が予測できない中で、限られた事務局体制で効率的にデータ提供を行うためには、当初の段階では提供範囲をある程度限定する必要がある。
 - ・県民が安心できる適切なルールを構築するためには、本格稼働後に発生する課題等を事前に把握しルールに反映する必要がある。
- ②本格稼働に向けた準備期間として、審査を開始してから当面1年間の試行期間を設ける。
- ③試行期間においては、提供先を県立医科大学及び公的機関とし、公的機関は行政機関及び国立研究開発法人とする。
- ④県立医科大学所属の研究者が研究責任者であれば、共同研究する研究機関の範囲は限定しない。

[ポイント]

- ・試行期間における提供先の範囲の妥当性

3 審査委員会について【第6回検討項目】

4-1 審査基準について（データ提供時）

(1) 利用目的

論点 17

データ利用が「データ提供の目的」に沿っているかをどのような視点で審査するのか。

事務局案

- ・研究目的やその計画内容等から、研究に公益性があるといえるか。（公益性）
- ・学術誌への論文投稿等、研究は学術の発展に資するものか。（学術目的）
- ・研究が県民の利益につながるものか。（県民の利益）

[データ提供の目的]

県民健康調査に関する幅広い研究の促進を通して、県民の健康の維持増進など、県民の利益につなげる。

[データ提供の対象とする研究]

公益性のある学術を目的とした研究で、研究成果をピアレビュー付きの学術論文として公表するもの。

なお、学会等で発表する場合は、論文受理後のみ認める。

〔ポイント〕

- ・データの利用目的については、公益性や学術目的及び県民の利益等から総合的に判断する。
- ・「学会等で発表する場合は、論文受理後に論文内容の範囲内で発表すること」を利用条件として予め申請者へ提示する。

(2) 利用資格

論点 18

- ①研究の質を確保するために、申請者（※¹）にどのような条件を付すべきか。
②申請者以外に利用者（※²）又は補助者（※³）がいる場合、申請者と同じ利用資格を求めるのか。

（※¹）研究責任者として利用者を代表し、県民健康調査のデータ提供を求める者をいう。

（※²）自ら又は申請者の責任のもと、県民健康調査のデータ提供を受け、実際にこれを利用する者をいう。

（※³）利用者の責任のもと、利用者の研究活動を補助する者をいう。

事務局案 （次頁を参照）

- ①・申請者はデータ提供の対象とする研究機関に所属し、研究活動を行うことを職務に含む者とする。
・申請者は当該研究機関の研究活動に実際に従事している者とする。
②利用者には申請者と同じ利用資格を求めるが、補助者には求めない。
ただし、利用者が学生等（※⁴）の場合は、研究者の責任のもとで利用することを条件とし、利用資格は求めない。

（※⁴）大学生、大学院生、保健師及び臨床検査技師等をいう。

〔ポイント〕

- 申請者以外の利用者が、論文の執筆者にならない場合にも利用資格を求めるべきか。
- 補助者についても、研究計画書に氏名を記載し、利用資格を求めるべきか。

※科学研究費助成事業（科研費）【文部科学省】申請のための研究者番号取得に係る 応募資格【参考】

<研究者に係る要件>

- 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者であること
(有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動以外のものを主たる職務とする者も含む。)
- 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助は除く。）

利用資格に係る整理表

			研究計画書 氏名記載	利用資格	備 考
利用者	申請者 (研究責任者)		○	○	論文の執筆者にならない場合にも利用資格を求める。
	共同 研究者	研究者	○	○	
		学生等	○	×	研究者の責任のもとで利用することを条件とし、利用資格は求めない。
補助者		×	×		

研究計画書 氏名記載	○：記載する ×：記載しない
利用資格	○：利用資格を求める ×：利用資格を求めない

(3) 研究計画の的確性

論点 19

研究計画の的確性をどのような視点で審査するのか。

事務局案

- ・研究過程において、他の情報との照合により特定の個人を識別する内容となっていないか。（倫理性）
- ・明らかに不適切な分析方法になっていないか。（分析方法の妥当性）
- ・研究に不必要的データまで申請されていないか。（利用の合理性）
- ・データ利用期間が研究計画及び公表時期と整合性がとれているか。（計画の整合性）
- ・一つの研究計画に対して、一つの論文となっているか。（一計画一論文の確認）

(4) 研究の実行可能性

論点 20

研究の実行可能性をどのような視点で審査するのか。

事務局案

- ・利用者に研究活動に関する実績はあるか。（過去の実績）
- ・研究に係る人的・組織的な体制は整備されているか。（研究体制）

〔ポイント〕

- ・過去の実績をどこまで勘案するのか。また、参考程度に留め、審査の対象外とするか。
- ・人的・組織的な体制の具体例
　例) 必要な人員及び予算の確保など

(5) 研究結果の公表

論点 21

学術論文の投稿先をどこまで認めるべきか。

事務局案

ピアレビュー付きの学術誌（※）とする。

（※）主として研究者の執筆した論文を掲載することを目的として発行される雑誌。

〔ポイント〕

- ・学術誌には、学会によって発行される学会誌と専門的な出版社から発行される商業誌があるが、商業誌まで含めるのか。
- ・投稿雑誌を限定する行為は、「学問の自由（研究発表の自由）」に抵触しないのか。

(6) 利用期間

論点 22

データの利用可能期間をどの程度とすべきか。

事務局案

原則2年以内とし、必要最小限の期間とする。また、定期的に進捗状況の報告を求めることとする。

〔ポイント〕

- ・延長申請があった場合については、必要最低限の延長を可能とする。

※利用期間【参考】

県立医科大学

申請承認から1年後と2年後に進捗状況の確認を行い、2年経過時に進捗していない場合には、
論文課題の取下げ勧告。（分析データ利用・解析計画書に利用期間の記入欄あり）

レセプト情報等【厚生労働省】

原則2年以内の間で、必要最小限。

やむを得ない合理的な理由がある場合、必要最低限の延長可能。

科学研究費助成事業（科研費）【文部科学省】

申請する研究種目によって異なるが、最大5年。

(7) 所属機関の承認

論点 23

研究を実施するにあたり、所属機関からの承認は必要か。

事務局案

研究活動の信頼性を確保するため、所属機関からの承認を得るものとする。

〔ポイント〕

- ・申請者が所属していることの事実確認
- ・研究の実行可能性

(8) 倫理審査委員会の承認（**論点 9**で検討済み）

論点 24

倫理審査委員会からの承認を得ているか。

事務局案

- ・研究の実施について、倫理指針に基づき所属機関の倫理審査委員会の承認を得ていることを確認する。
- ・所属機関に倫理審査委員会を設置していない場合は、所属長より依頼を受けた研究機関等の倫理審査委員会による承認も可とする。

〔ポイント〕

- ・倫理審査委員会を設置している研究機関等であれば、範囲は問わないか。

(9) データの取扱い

論点 25

データを適切に取扱うために、どのような対策が必要か。

事務局案

個人情報の漏えい、滅失、毀損等を防止するために、データの利用に制限を設けるとともに、組織的及び物理的な安全対策を講じるなど厳格な管理を求める。

例) [利用について]

利用者のみの利用、国内での利用、持ち出し禁止、外部ネットワークとの接続禁止、利用後のデータの消去、破棄など

[管理について]

個人情報保護方針及びセキュリティ基本方針の完備、保管場所の施錠、入退者の記録など

〔ポイント〕

- 具体的な内容については、審査委員会において審議する。

※県立医科大学におけるデータの取扱い

・データの利用

利用者は原則申請者のみ、利用・保管場所は申請書に明記した場所のみ

・データの管理

セキュリティ基本方針（物理的、人的、技術的セキュリティ対策等）の完備

・利用後のデータの取扱い

保管期間終了後は、直ちに消去、若しくは媒体の破棄など

5 不適正利用について【第6回検討項目】

6 その他

(1) 研究成果の県民への還元

論点 30

研究成果の県民への還元として、具体的に想定されるものは何か。

事務局案

論文の和訳を県へ提出することとする。

〔ポイント〕

・その他どのような還元方法が想定されるか。

例) 論文の県民向けの分かりやすい解説、事業改善につながる提案など